



工具の持ち手にある形状のへこみを作ってみると、大変使いやすくなりました。また、サンプルを顧客に試用してもらったところ好評でした。この工具を本格的に製造・販売したいのですが、他社から模倣品を出されることが心配です。とても簡単なアイデアではありますが、模倣を阻止する方法はありますか。

(山口県 T. S)



1. 知的財産制度の利用

使いやすい工具が開発できて良かったですね。とても簡単ということですが、このアイデアは十分法律上の保護対象になり得ます。このため、知的財産制度を利用すれば、他社の模倣を阻止できる独占権を得られる可能性があります。

2. 知的財産制度の種類

本件は、工具の持ち手にある形状のへこみを設けたことがポイントと思われるので、知的財産制度のうち、アイデア保護を目的とした特許、実用新案の制度を利用できます。また、へこみの見た目やへこみを備えた持ち手の見た目に着目して、デザイン保護を目的とした意匠の制度も利用可能です。

以下、日本における各制度を紹介します。

3. 特許と意匠登録について

特許と意匠に関しては、特許庁の審査をパスした出願だけが登録されます。特許の場合、新規性（今までになかったアイデアであること）、進歩性（同じ業界の人が簡単に考え付くアイデアではないこと）が主な要件となり、

これらは、出願日時点の公知技術を基準に判断されます。意匠審査もほぼ同様です。

なお、特許と意匠を一方だけ、または両方別個に出願することもできますし、特許出願書面に意匠用の図面を含めておき、審査が不利な結果となった場合に変更出願制度を利用して、意匠登録を目指すこともできます。

4. 実用新案登録について

実用新案は特許等とは異なり、無審査登録制度が採用されているため、出願書類に不備がない限り必ず登録されます。

特許に比べて審査のない分安価に登録できますが、例えば権利行使の際、特許庁が作成した技術評価書（先行技術の調査レポート）の提示が義務付けられているなど、自己責任を要求される一面もあります。ただ、他社を牽制するための戦略として、あえて実用新案で出願することもできます。

5. サンプル試用について

サンプルを試用してもらった顧客に対して守秘義務を課していなかった場合、サンプルの配布により新規性が失

われてしまいます。

自らの行為であれば、新規性を失わず知的財産権を取得できると誤解されている方もいるようですが、このような場合、出願の際に「新規性喪失の例外」制度の適用手続きをしなければ審査で拒絶されてしまったり、無効理由を有した登録となってしまったりするので注意してください。

6. 注意事項

日頃から設計、開発業務を行っている方からみると、誰でも考え付きそうだと思うようなアイデア（デザイン）であっても、公知の先行技術（先行意匠）との関係で登録の要件を満たせば、特許等を受けられる場合があります。自己判断は避けていただき、まずは知的財産の専門家である弁理士に相談してください。

7. 商標法、不正競争防止法の保護

本件のへこみの形状が商品の識別力を発揮するものであれば、その形状について商標登録を受けられる可能性があります。また、完全コピー品に対しては不正競争防止法上の主張をできる場合もあります。